

◎新潟県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区から次のとおり役員の住所が変更した旨の届出があった。

平成25年2月22日

新潟県新潟地域振興局長

1 変更前

理事 新潟市西蒲区和納3650番地 佐藤 長作

2 変更後

理事 新潟市西蒲区和納1丁目21番31号 佐藤 長作